

# 令和4年度 第2回山形市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年12月1日(木)

午後3時00分

場 所 山形市役所10階 委員会開催室

## 次 第

委 嘱 状 交 付

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 市民生活部長あいさつ

### 4 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金・国民健康保険税の減免状況について
- (2) 国民健康保険被保険者及び国民健康保険税の課税状況について
- (3) 未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置状況について

### 5 議 事

- (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金等について

### 6 そ の 他

- (1) オンライン資格確認システムの導入状況について
- (2) 高額介護サービス費の算定誤りに係る国民健康保険制度への影響について

### 7 閉 会

## 山形市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和4年12月1日現在)

任 期 令和4年8月10日から令和7年8月9日まで

区分	所 属	氏 名 (敬称略)	備 考
被 保 険 者 代 表 委 員	市自治推進委員	さくらい ただし 櫻井 忠志	令和4年8月10日より
	市民生委員児童委員	とがし ちえこ 富樫 千恵子	令和2年1月10日より
	市女性団体連絡協議会	よこお みねこ 横尾 峰子	平成30年8月23日より
	山形農業協同組合	たけだ まさのり 武田 政則	令和4年8月10日より
保 険 医 薬 劑 師 代 表 委 員	市医師会	やまぐち よしこ 山口 佳子	令和4年8月10日より
	市医師会	はやし よしこ 林 淑子	平成25年8月10日より
	市歯科医師会	いけの しこう 池野 士功	令和3年5月21日より
	市薬剤師会	さたに みわこ 佐谷 三和子	令和元年8月10日より
公 益 代 表 委 員	市議会議員	あそ たかし 阿曾 隆	令和元年5月17日より
	市議会議員	たかはし きみお 高橋 公夫	令和3年5月20日より
	市議会議員	いしざわ ひでお 石澤 秀夫	令和3年5月20日より
	山形大学	にしおか まさき 西岡 正樹	平成29年8月10日より
被 用 者 保 険 代 表 委 員	全国健康保険協会	さとう ひろし 佐藤 洋	令和3年4月1日より
	フィデア健康保険組合	やまだ りゅうじ 山田 隆二	令和4年4月5日より

**山形市国民健康保険運営協議会  
事務局及び出席職員名簿**

所 属	職 名	氏 名	備 考
市民生活部	部長	山 口 範 夫	
国民健康保険課	課長	佐 藤 啓 明	運営協議会 幹事
〃	広域調整総括主幹 (兼) 課長補佐	矢 田 目 友 弘	〃 幹事
〃	課長補佐 (兼) 国保計画係長	安 倍 大 樹	〃 書記
〃	課長補佐 (兼) 国保資格係長	尾 形 和 浩	
〃	課長補佐 (兼) 国保医療係長	高 橋 修 子	
〃	保険税係長	斉 藤 直 美	
〃	国保計画係主幹	山 口 貴 洋	運営協議会 書記
〃	国保計画係主査	長 谷 川 珠 紀	〃 書記
〃	国保計画係主事	石 山 彩 果	〃 書記
健康増進課	主幹 (成人保健担当)	村 田 尚 子	

## 4 報告事項

### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金・国民健康保険税 の減免状況について

#### I 傷病手当金について

##### 1. 制度概要

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被保険者に対し傷病手当金を支給するもので、主な内容は次のとおりです。

##### (1) 支給対象者（次の4つの条件をすべて満たす場合）

- ① 山形市国民健康保険に加入していること。
- ② 勤め先から給与等の支払いを受けていること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。
- ④ 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日があること。

##### (2) 支給対象となる日数

就労ができなくなった日から起算して4日目以降で就労ができない日数

##### (3) 支給額

$(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times \text{支給対象日数}$

※給与等の一部を受けられる場合、給与調整を行う。また上限設定あり。

##### (4) 適用期間

令和2年1月1日から令和4年12月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（但し、入院が継続する場合は最長1年6月まで）

※R4.9.8厚労省通知により適用期間延長

##### 2. 申請状況等(令和4年10月末現在)

令和2年度	申請件数	1件	支給決定件数	1件	(支給額: 54,616円)
令和3年度	申請件数	3件	支給決定件数	3件	(支給額: 104,623円)
令和4年度	申請件数	23件	支給決定件数	22件	(支給額: 791,769円)
計	申請件数	27件	支給決定件数	26件	(支給額: 951,008円)

## II 国民健康保険税の減免制度について

### 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

#### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少することが見込まれる等、次の基準に該当する場合は、申請により被保険者等に係る本市国民健康保険税の減免を行います。

#### 2 減免の内容

【上段：対象となる世帯 下段：減免額】

1	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額														
2	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で、次の①～③までの全てに該当する世帯</p> <p>世帯の主たる生計維持者について、</p> <p>① 令和4年の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。</p> <p>② 令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること</p> <p>③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>対象保険税額【表1】に減額又は免除の割合【表2】をかけた金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【表1】</p> <math display="block">\text{対象保険税額} = A \times B / C</math> <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【表2】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部（10分の10）</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	<p>【表1】</p> $\text{対象保険税額} = A \times B / C$ <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額</p>	<p>【表2】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部（10分の10）</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下	全部（10分の10）	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2
<p>【表1】</p> $\text{対象保険税額} = A \times B / C$ <p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額</p> <p>B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得額</p> <p>C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年の合計所得金額</p>	<p>【表2】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部（10分の10）</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下	全部（10分の10）	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1000万円以下	10分の2		
前年の合計所得金額	減額又は免除の割合														
300万円以下	全部（10分の10）														
400万円以下	10分の8														
550万円以下	10分の6														
750万円以下	10分の4														
1000万円以下	10分の2														

#### 3 減免の対象

##### (1) 令和3年度相当分の国民健康保険税

令和3年度末に資格を取得したこと等により、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来するもの。なお、世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額は、令和2年分と令和3年分を比較のうえ判断することとする。（令和3年度申請書様式を使用）

##### (2) 令和4年度分の国民健康保険税

令和4年度分の国民健康保険税であって令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。（原則令和3年度以前に遡る減免申請は受け付けない。）

4 減免申請受付期間

- (1) 令和3年度相当分：令和5年5月1日まで
- (2) 令和4年度分：令和4年7月12日から令和5年5月1日まで

5 周知方法

- (1) 広報やまがた 7/15号及び市ホームページにて掲載
- (2) 令和4年度国民健康保険税納税通知書に減免のお知らせを同封（7/11日発送分）

6 令和2年度減免申請状況（R3.3月末）

納付年度	申請件数	決定件数	棄却・取下げ件数	審査中	減免決定額
R1年度分	70件	60件	10件	0件	1,497,100円
R2年度分	408件	350件	58件	0件	68,806,600円
合計	478件	410件	68件	0件	70,303,700円
R2年度分		うち	全額減免 193件		33,717,600円
			一部減免 157件		35,089,000円

7 令和3年度減免申請状況（R4.3月末）

納付年度	申請件数	決定件数	棄却件数	審査中	減免決定額
R3年度分	149件	128件	21件	0件	21,859,500円
		うち	全額減免 71件		11,673,600円
			一部減免 57件		10,185,900円

8 令和4年度減免申請状況（R4.10月末受付分まで）

納付年度	申請件数	決定件数	棄却件数	審査中	減免決定額
R4年度分	38件	29件	9件	0件	5,099,300円
		うち	全額減免 9件		1,150,300円
			一部減免 20件		3,949,000円

9 参考（No.8との比較のため）令和3年度減免申請状況（R3.10月末受付分まで）

納付年度	申請件数	決定件数	棄却件数	審査中	減免決定額
R3年度分	110件	94件	16件	0件	16,723,800円
		うち	全額減免 50件		7,895,000円
			一部減免 94件		8,828,800円

R4.10月末/R3.10月末

申請件数	34.5%
減免決定件数	30.9%
減免決定額	30.5%

※棄却の主な理由

- 減少率が10分の3未満
- 前年の所得が0円のため、表1の計算式に当てはめると減免対象税額が0円になる。

## (2) 国民健康保険被保険者及び国民健康保険税の課税状況について

### I 国民健康保険被保険者について

	被保険者数（年度末現在）			世帯数（年度末現在）		
	全人口	被保険者数	加入率（%）	全世帯	国保世帯	加入率（%）
平成29年度	246,951	47,323	19.16	102,053	29,722	29.12
平成30年度	245,554	45,451	18.51	102,847	28,980	28.18
令和元年度	243,864	44,430	18.22	103,405	28,712	27.77
令和2年度	242,647	43,853	18.07	104,271	28,542	27.37
令和3年度	240,990	42,679	17.71	104,791	28,015	26.73

### II 国民健康保険税の課税状況について

#### 【 現年度課税分 】

	調定額（千円）	一世帯当たりの調定額		一人当たりの調定額	
		金額（円）	前年度比（%）	金額（円）	前年度比（%）
平成29年度決算	5,118,065	169,444	99.52	105,667	101.14
平成30年度決算	5,007,346	169,654	100.12	107,182	101.43
令和元年度決算	4,880,196	169,005	99.62	108,369	101.11
令和2年度決算	4,788,168	166,551	98.55	107,941	99.61
令和3年度決算	4,714,205	164,850	98.98	107,961	100.02
令和4年度予算	4,649,326	163,450	99.15	107,182	99.28

### (3) 未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置状況について

#### I (1) 概要

国民健康保険税を算定するに当たって、均等割額については世帯に属する被保険者数に応じて算定されるものであり、子どもについても成年と同様に一人として算定されており、子どもを含めた世帯の被保険者数に応じて国民健康保険税負担が大きくなる仕組みとなっている。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日を施行日として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置が講じられることになった。

#### (2) 条例改正について

上記法律の改正を受け、地方税法及び国民健康保険法の改正が同日公布され、さらに地方税法施行令及び国民健康保険法施行令が令和3年9月10日に公布された。

国の政令の公布を受け、令和4年3月議会で山形市国民健康保険税条例を改正した。

#### (3) 軽減措置スキーム

○対象は、全世帯の未就学児とする。

○当該未就学児に係る均等割保険額について、その5割を公費により軽減

※国民健康保険制度においては、低所得世帯において7割・5割・2割軽減措置後に5割軽減。例えば7割軽減対象の未就学児の場合、残り3割の半分を軽減することから8.5割軽減となる。

○国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○施行時期：令和4年4月1日

#### II 山形市の現在の状況について

##### (1) 未就学児1人当たりの均等割について

医療分	22,800円	
後期高齢者支援金分	6,700円	
計	29,500円	※未就学児全員に賦課

##### (2) 未就学児の軽減被保険者数と軽減課税される均等割額について

【令和4年7月1日現在】

年齢区分	被保険者数	均等割軽減額
未就学児(0～6歳)	624人	6,953,150円

※均等割額は、低所得世帯に対する7・5・2割の軽減措置後に5割軽減



### Ⅲ 令和4年4月1日以降の山形市の均等割額軽減状況について

#### (1) 未就学児被保険者一人あたりの均等割額の負担状況について

従来の負担額		➡	R4.4.1以降の負担額	
軽減区分	負担額（一人あたり）		負担区分	負担額（一人あたり）
7割軽減	8,850円		8.5割軽減	4,425円
5割軽減	14,750円		7.5割軽減	7,375円
2割軽減	23,600円		6割軽減	11,800円
軽減なし	29,500円		5割軽減	14,750円

※従来の1人当たり均等割額29,500円

内訳：医療分22,800円 後期高齢者支援金分6,700円

#### (2) 軽減区分別被保険者数について

軽減区分	被保険者数（人）	
	全被保険者数	（内）未就学児
7割軽減	10,398	116
5割軽減	7,736	106
2割軽減	5,773	92
軽減なし	20,069	310
合計	43,976	624

※被保険者数は令和4年7月1日現在

## 5 議事

### (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金等について

#### 仮係数による国民健康保険事業費納付金の算定結果

##### 1 令和5年度国民健康保険事業費納付金額

	令和4年度(本算定)	令和5年度(仮算定)	備 考
国民健康保険事業費納付金	5,589,065,855 円	5,657,700,608 円	68,634,753 円増 (+1.23%)
山形市年度平均被保険者数(県の試算)	41,876 人	40,254 人	1,622 人減 (△3.87%)
一人当たり納付金	133,467 円	140,550 円	7,083 円増 (+5.31%)

##### 2 国民健康保険事業費納付金が増加した理由

山形県全体の推計保険給付費の総額が、令和4年度の約726億円から令和5年度は、約744億円と見込まれ、約18億円増加することが、主な理由となります。

推計保険給付費につきましては、70歳未満は、被保険者数が今まで同様に減少と見込まれ、診療費は未就学児分が増加、未就学児を除く一般分が減少と見込まれ、結果として保険給付費は「約32億円減」と推計されましたが、70歳以上は、今までとは異なり、被保険者数が横ばいから減少と見込まれ、一人当たりの診療費が減少から増加に見込まれたことから、保険給付費は「約50億円増」と推計され、総額で約18億円増加と見込まれたことから、事業費納付金が増加になりました。

##### 3 山形市の方針(案)

現時点において、令和5年度の国民健康保険事業費納付金は昨年度より増加しております。令和5年1月の本算定では、係数が置き換わることによって、当該納付金が確定され、変更になることから、今後の動向を注視していく必要があります。

なお、歳入不足が見込まれる場合には、国民健康保険事業財政調整基金からの繰入れ等を検討いたします。

○山形市の国民健康保険税

年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
医療分	応能 所得割	9.3%	9.8%	9.6%	7.3%	10.06%			9.86%			9.42%								
	資産割	7%	—										—							
	応益 均等割	25,000円			19,000円			24,700円			23,700円			22,800円						
	平等割	33,600円			25,900円			30,600円			28,100円			26,700円						
	限度額	53万円			56万円	47万円	50万円	51万円			52万円	54万円	58万円	61万円	63万円	65万円				
支援金分	応能 所得割	—			2.3%			2.79%			2.79%									
	均等割	—			6,000円			6,700円			6,700円									
	応益 平等割	—			7,700円			8,400円			8,400円									
	限度額	—			12万円	13万円	14万円		16万円	17万円	19万円				20万円					
介護分	応能 所得割	1.27%	2.08%										2.08%							
	応益 均等割	11,000円	13,600円										13,600円							
	限度額	8万円	9万円			10万円		12万円		14万円	16万円				17万円					
限度額合計		61万円	62万円	65万円	68万円	69万円	73万円	77万円			81万円	85万円	89万円	93万円	96万円	99万円	102万円			

\* 税率改定の変遷

年度	改定の内容	
22年度	税率引上げ 平均 19.8%	医療分、支援金分の所得割・均等割・平等割 限度額（法改定）医療 47万→50万 支援 12万→13万
25年度	税率引下げ 平均 2.2%	医療分の所得割・均等割・平等割
27年度	税率引下げ 平均 3.3%	医療分の所得割・均等割・平等割 限度額（法改定）医療 51万→52万 支援 16万→17万 介護 14万→16万

○国民健康保険事業費納付金算定に係る推計保険給付費等

【県全体】

	令和4年度(本算定)	令和5年度(仮算定)	増減
推計保険給付費	約 726 億円	約 744 億円	+18 億円
推計被保険者数	205,527 人	197,354 人	△8,173 人
(参考) 推計一人当たり保険給付費	353,238 円	376,988 円	+23,750 円

【山形市分】

	令和4年度(本算定)	令和5年度(仮算定)	増減
推計保険給付費	約 157 億円	約 162 億円	+5 億円
推計被保険者数	41,876 人	40,254 人	△1,622 人
(参考) 推計一人当たり保険給付費	374,916 円	402,444 円	+27,528 円

○山形市年齢別被保険者数（令和4年3月31日現在）

年齢区分	被保険者数 (人)	割合 (%)	年齢区分	被保険者数 (人)	割合 (%)
0～4歳	486	1.1	40～44歳	1,962	4.6
5～9歳	672	1.6	45～49歳	2,162	5.1
10～14歳	815	1.9	50～54歳	2,204	5.2
15～19歳	906	2.1	55～59歳	2,164	5.1
20～24歳	1,044	2.4	60～64歳	4,155	9.7
25～29歳	962	2.3	65～69歳	8,696	20.4
30～34歳	1,211	2.8	70歳以上	13,669	32.0
35～39歳	1,571	3.7	合計	42,679	100.0

○国民健康保険事業財政調整基金状況

単位：円

	積立金	取崩額	保有額
平成5年度	100,000,003	0	1,803,205,217
平成6年～12異動なし			1,803,205,217
平成13年度	0	254,558,000	1,548,647,217
平成14年度	0	688,366,000	860,281,217
平成15年度	259,419,000	0	1,119,700,217
平成16年度	0	0	1,119,700,217
平成17年度	0	0	1,119,700,217
平成18年度	0	69,818,000	1,049,882,217
平成19年度	0	106,975,000	942,907,217
平成20年度	0	719,932,000	222,975,217
平成21年度	0	222,975,217	0
平成22年度	215,615,000	0	215,615,000
平成23年度	275,183,000	0	490,798,000
平成24年度	1,084,622,000	0	1,575,420,000
平成25年度	191,893,000	0	1,767,313,000
平成26年度	0	606,336,000	1,160,977,000
平成27年度	289,613,000	0	1,450,590,000
平成28年度	0	671,274,000	779,316,000
平成29年度	0	165,233,000	614,083,000
平成30年度	867,355,000	0	1,481,438,000
令和元年度	0	543,376,000	938,062,000
令和2年度	0	148,734,000	789,328,000
令和3年度	0	191,808,000	597,520,000
令和4年度見込	154,775,000	0	752,295,000

○これまでの国民健康保険事業費納付金の推移

単位：円

	仮算定額（A）	本算定額（B）	増減（B-A）
H30	5,641,095,569	5,626,533,509	△ 14,562,060
R元	6,537,312,269	6,610,922,911	73,610,642
R2	6,223,158,273	6,065,219,760	△ 157,938,513
R3	5,744,336,088	5,827,237,328	82,901,240
R4	5,712,311,382	5,589,065,855	△ 123,245,527

## 6 その他

### (1) オンライン資格確認システムの導入状況について

#### I 健康保険証の利用登録件数

全国

28,837,473人（令和4年10月30日現在）

山形市 ※国民健康保険加入者のみ

9,198人（令和4年10月19日現在）

国民健康保険被保険者数 42,006人（令和4年10月30日現在）

国民健康保険被保者数に対する割合 21.90 %

#### II オンライン資格確認システムの導入状況

（令和4年10月30日現在）

##### 1 顔認証付きカードリーダー申込数

全国	医療機関数	申込数	割合
病院	8,190	7,825	95.5%
医科診療所	89,795	74,052	82.5%
歯科診療所	70,597	58,183	82.4%
薬局	61,418	57,029	92.9%
合計	230,000	197,089	85.7%

山形県	医療機関数	申込数	割合
病院	67	67	100.0%
医科診療所	726	596	82.1%
歯科診療所	497	441	88.7%
薬局	599	553	92.3%
合計	1,889	1,657	87.7%

##### 2 準備完了施設数

全国	医療機関数	申込数	割合
病院	8,190	4,492	54.8%
医科診療所	89,795	25,626	28.5%
歯科診療所	70,597	20,961	29.7%
薬局	61,418	38,954	63.4%
合計	230,000	90,033	39.1%

山形県	医療機関数	申込数	割合
病院	67	48	71.6%
医科診療所	726	267	36.8%
歯科診療所	497	201	40.4%
薬局	599	407	67.9%
合計	1,889	923	48.9%

##### 3 運用開始施設数

全国	医療機関数	申込数	割合
病院	8,190	3,918	47.8%
医科診療所	89,795	19,901	22.2%
歯科診療所	70,597	16,800	23.8%
薬局	61,418	34,476	56.1%
合計	230,000	75,095	32.7%

山形県	医療機関数	申込数	割合
病院	67	45	67.2%
医科診療所	726	216	29.8%
歯科診療所	497	180	36.2%
薬局	599	368	61.4%
合計	1,889	809	42.8%

山形市	申込数
病院	10
医科診療所	65
歯科診療所	57
薬局	117
合計	249

## 高額介護サービス費の算定誤りに係る他制度への影響について

高額介護サービス費の算定誤りについては、令和4年6月20日の市議会厚生委員会において報告するとともに、同日付けの文書にて各市議会議員あてにお知らせしておりますが、このたび、みだしのことについて下記の内容をプレスリリースいたしますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、下記の内容については、12月市議会定例会の厚生委員会において報告いたします。

### 記

高額介護サービス費の算定誤りについては、令和4年6月20日にプレスリリースしておりますが、このたび、当該算定誤りの影響により、国民健康保険の加入者に係る高額医療合算介護サービス費・高額介護合算療養費（※）について、支給額に不足が生じた対象者に追加支給を行うこととなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。

※ 介護保険と医療保険の両方を利用し、世帯における介護と医療の1年間（対象期間：8月1日～翌年7月31日）の自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合に、その超えた分について申請に基づき支給する制度。それぞれの保険の自己負担額に応じて支給額を按分し、介護保険から高額医療合算介護サービス費、医療保険から高額介護合算療養費として支給される。なお、支給申請の受理及び支給額の算定は医療保険者が行う。

#### 1 国民健康保険の加入者に係る高額医療合算介護サービス費・高額介護合算療養費の追加支給対象

- (1) 対象期間：平成29年4月利用・診療分～令和3年7月利用・診療分  
※ 令和3年8月利用・診療分以降については、令和5年度中の支給予定となるため追加支給は発生しておりません。
- (2) 対象者：2世帯（実人数3人）
- (3) 対象金額：合計8,959円（うち介護分：7,124円、医療分1,835円）  
※ 介護分＝高額医療合算介護サービス費：介護保険課より支給  
医療分＝高額介護合算療養費：国民健康保険課より支給

#### 2 市の対応

追加支給対象者に対し、お詫びと支給申請のご案内の文書を本日付けで送付し、支給の準備が整った方から随時追加支給を行います。

#### 3 その他

上記のほかに、高額介護サービス費の算定誤りの影響により追加支給が発生する可能性のある制度としては、後期高齢者医療制度の加入者に係る高額医療合算介護サービス費・高額介護合算療養費と高額障害福祉サービス等給付費があります。

これらについては制度を所管する関係機関等と調整を行い、引き続き確認中です。各制度の結果については、それぞれの追加支給対象の確定後に別途お知らせいたします。